

令和 5 年 1 月 26 日

北陸鉄道株式会社代表取締役社長	宮岸 武司
西日本ジェイアールバス株式会社代表取締役社長	北野 眞
石川県公安委員会委員長	徳力 暁
金沢市長	村山 卓
北陸信越運輸局長	平井 隆志

金沢市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意書

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、金沢市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して下記のとおり合意する。

1. 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地
不動寺	石川県金沢市不動寺町ホ31-1先
深谷口	石川県金沢市深谷町口28-2先
深谷中の湯	石川県金沢市深谷町ニ47-2先
深谷元湯	石川県金沢市深谷町チ95先
向陽高校前	石川県金沢市大場町東595-1先
加賀八田（上り）	石川県金沢市八田町東561先
八田北	石川県金沢市八田町東1555-1先
才田	石川県金沢市才田町は84先
高田	石川県金沢市東長江町い7-22先
春日町（上り）	石川県金沢市春日町8-6先
春日町（下り）	石川県金沢市小金町5-17先
柳橋（上り）	石川県金沢市柳橋町ハ24-2先
湖陽住宅口	石川県金沢市南森本町口79-8先
湖陽住宅（下り）	石川県金沢市湖陽2-1先

2. 1に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

1に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業
金城交通株式会社 なるわ交通株式会社	一般乗合旅客自動車運送事業（申請予定）	チョイソコかなざわ運行事業

3. 1における2の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

1における2の停車又は駐車は、2に係る運行時間内に限るものとする。